

## 茨木市事故防止対策委員会設置に関する要綱

### (設置)

第1 本市職員に係る事故の発生を防止し、職務の適正な執行を確保するため、茨木市事故防止対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (委員会が所掌する事務)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査、点検し、事故が発生しないよう最大の努力をはらうものとする。

- (1) 人事、服務に関すること。
- (2) 管理・監督者の責務に関すること。
- (3) 職員研修の強化・充実に関すること。
- (4) 適正な事務管理体制の確保に関すること。

### (組織)

第3 委員会の委員は、次の表に掲げる職にある者とする。

総務部担当副市長	他の副市長	水道事業管理者	教育長	議会事務局長	
総務部長	企画財政部長	市民文化部長	健康福祉部長	こども育成部長	
産業環境部長	都市整備部長	建設部長	会計管理者	消防長	水道部長
教育委員会教育総務部長	同学校教育部長				

- 2 委員会の委員長は総務部担当副市長を、副委員長は他の副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を掌理し委員会を代表する。
- 4 委員長は、会議を招集し議事をつかさどる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 委員会の事務局は、総務部に置く。

### (各部局の処理)

第4 各部局は、委員会から指示された事項を処理しなければならない。

### (各部局の責務)

第5 各部局は、委員会における調査・点検の結果はもちろんのこと、常に、自主的、自律的な事故防止につとめなければならない。

### (部会)

第6 委員会は、委員長が指示する事項に関する調査又は研究を分掌させるため、調査研究部会を置くことができる。

### (運営の細目)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成10年6月16日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年6月3日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年5月14日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年5月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。